再発防止策検討実務者ワーキング・グループ 第4回 議事概要

- 1. 日時:令和2年12月18日(金)午後4時00分から午後5時35分まで
- 2. 場所:東京証券取引所会議室及びオンライン

3. 議題:

- (1)コンティンジェンシー・プランにおける売買再開基準の明確化等について
- (2)システム障害時の注文の取扱い等のルール整備、売買再開に向けた手順の整備等について
- (3)FLEX 障害時の対応について
- (4)2021 年度の障害訓練計画について
- (5)システム障害時における情報発信ポリシーについて

4. 議事概要:

(1)各論に関する意見

(復旧後の注文受付時間・取引時間について)

- 15 分程度の取引時間では約 45%のシェアを占める HFT が取引に参加しないと考えられ、公平な価格形成ができるかは疑問が残るため懸念点として明記していただきたい。
- HFT や機関投資家が売買に参加せず適正な株価が形成されないのであれば そのような状況で市場を開ける必要があるのかは疑問。その株価をもとに 投信の基準価額も決まるので、その株価が適正なものと東証は把握できる のか。
- 理想は長い取引時間を確保することだが、安易な再起動を避けるために最低限の取引時間として 15 分を置くのはよいのではないか。ただし低い参加率で公正な価格形成ができるのかは疑問であり、そのような市場で取引するのが顧客にとって望ましいのかは不安。
- 受託者責任の観点から、適正な価格形成は重要であるため、万が一、今回 検討しているようなプランが発動された場合には、短い時間で形成された 価格の検証をしていただきたい。

(立会時間の延伸について)

• 立会時間の恒久的な延伸や別の取引セッションの検討は本ワーキング・グループとは別の場で議論すべき。

- 受託会社からの基準価額のアップロードの時限や、日証金への貸借申込み、単元未満株を取り扱う会社への締切り時限の延長についても考慮していただきたい。
- 延伸した時間からさらに延びる可能性があるのではないかと懸念している。
- 東証の引け後には PTS の夜間や米株の取引が続いており、バッチ処理で顧客情報を確定させる必要があるため、延伸は安全をとって 30 分程度が妥当。
- 立会時間の延伸については1時間程度であれば対応可能だが、それ以上は バッチ処置に支障があるので難しい。
- 基準価額算定への影響があるため、30分以上の延伸となると現状のプロセスを根本的に見直す必要がある。
- 延伸については基準価額算出に影響するため、何時までなら可能なのかシステム・業務フロー上のカットオフを確認する必要がある。
- 投信の基準価額については地方紙に 19 時、日経に 19 時半までに連絡をする必要があり、それを過ぎると紙面も空白になってしまうため、延伸についてはマスコミにも影響があるので懸念している。システム対応もあるため、例えばナイトセッションを活用するなど別途検討いただきたい。

(売買再開に関する情報発信について)

- 事前のアナウンスメントがないと販売会社とのコミュニケーションが取れないため、売買再開に向けた方針や立会時間などの情報は早めに公表していただきたい。
- 販売会社とのコミュニケーションなど、実務上の後続処理を考えると昼頃までには受付可否を連絡する必要がある。売買再開の時間を確たる情報として販売会社に伝える必要があるため、売買再開を決定する時限を決めていただきたい。
- 売買が再開される場合には投信会社からの発注も必要なので再開見込みについては早めに情報を発信していただきたい。

(意見聴取プロセスについて)

- 各社窓口として有価証券売買責任者を定めるのは透明性の高い仕組みだと 思うが、追加の質問など個別の連絡についても窓口は有価証券売買責任者 に一本化していただきたい。
- IT やシステム関連の質問ができるヘルプデスクのようなものを設けていた だきたい。

(注文受付不可の対応手段について)

• 資料 P.13 の優先順位 2 の中で、注文受付不可とした後、仮想サーバを切断

すると記載されているが、この2つは入れ替えていただいたほうが望ましい。

- 優先順位3はシステム負荷が大きいため除外できないか検討していただき たい。
- 優先順位3を入れた意図を確認したい。優先順位1、2が実施できない場合を想定する必要があるのか。本当に万が一という位置づけでよいのか。ワーディングの問題だが「優先順位」という言葉が誤解を招くだろう。

(システムの再立ち上げによる不整合の解消について)

- 資料 P.16 の通番の取扱いについて、①だけでは通番変更通知としての有効性が不十分なので、② 通番の切上げの場合も含めて Target 等を通じて別途通番変更の詳細をご連絡いただきたい。
- 通番切り上げについては番号が可変か不変かによってもシステム対応が異なるため実務レベルで意見交換させていただきたい。

(約定情報の不整合について)

- 約定通知が遅延した場合、顧客が別の売買取引等、次のアクションを取っている可能性があるため顧客対応が重要になる。
- 約定取消しによって過誤訂正が増えた場合、処理が間に合わない可能性が あるため時限は調整していただきたい。
- 一部売買が成立している場合、約定通知が返ってきた約定は有効とする前提でないと再開は難しいだろう。証券会社に約定通知が返ってきているものを取り消すのはトラブルにつながりかねない。

(委託注文の取扱いについて)

- 取引所が売買停止を行った場合、未約定の委託注文については失効させる 旨を顧客が証券会社に対して別途指示しない限り売買再開時に証券会社は 取引所に再発注することについて、投資家にリマインドする意味で売買停 止時の公表を行う際に併せて取引所からも投資者に周知していただきた い。
- DMA 注文や高速取引の注文は再発注が望ましくない上にボリュームもあるため、あらかじめ規則上で再発注が不要となる旨を明記していただきたい。
- 証券会社は再発注として取り扱われた場合には、新たに注文伝票を起票することとなると思われるが、運用会社についても当初の発注については未出来とし、発注伝票を新に起票する必要があるのか確認する必要があるだろう。

(障害訓練について)

- 休日テスト等を十分に行ってから規則を改正していただきたい。
- 訓練についてはマーケットメイカーや情報ベンダも含めて行うべき。

(FLEX 障害時の再立ち上げに関する対応について)

• 売買高はリアルタイムでボリュームリミットとして利用しており、このパラメータは多くのアルゴリズムに実装されているため、不正な値では間違った取引をしてしまう可能性が高く、引け後にデータを提供していただいても対応が難しい。

以上

(なお、議事概要については、東証株式部文責による。)